

写

令和2年8月5日

大分地方最低賃金審議会
会長 清水立茂 殿

大分地方最低賃金審議会
大分県最低賃金専門部会
部会長 清水立茂

大分県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月3日、大分地方最低賃金審議会において付託された大分県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので報告する。

なお、審議の過程で、労働者側委員からは、生存権確保の観点から最低限生活可能な賃金水準を担保すべきこと、地域間格差が依然大きく隣県等への人材流出の一因となっている状況を是正する必要があること等の理由から、最低賃金の引上げを求める意見が出された。他方、使用者側委員からは、新型コロナウイルス感染症が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている影響を考慮した場合、事業の継続と雇用の維持が最優先課題である等の理由から、最低賃金の引上げをすべきではないとする意見が出された。その後、慎重に議論を重ねたものの、引き上げ金額の一致に至らなかったことから、公益委員から引上げ金額を提示することとし、採決を行った結果、別紙1の結論に至ったものである。

また、今年度の大分県最低賃金の改正決定にあたり、使用者側委員から、新型コロナウイルス感染症拡大が、幅広い業種の事業者に多大な影響を及ぼしており、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与えていること、緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況にあることを踏まえて、「中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、国において、これまで以上に効果的かつ大胆な支援策を講じること」との要望が出された。当該要望事項については、労働側委員、公益側委員においても共通の認識であることを確認した。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

別紙1

大分県最低賃金

- 1 適用する地域
大分県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 792円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和2年10月1日

大分県最低賃金専門部会

(公益)

部会長	清水 立茂	弁護士
部会長代理	城戸 照子	大分大学経済学部教授
同上	松隈 久昭	大分大学経済学部教授

(労働者代表)

石本 健二	連合大分 事務局長
稻福 史	UAゼンセン大分県支部主任
塩月 裕市	連合大分副事務局長

(使用者代表)

飯田 聰一	大分県中小企業団体中央会 専務理事
中島 英司	大分県商工会議所連合会 専務理事
藤野 久信	大分県経営者協会 専務理事

写

令和2年8月5日

大分労働局長
坂田 善廣 殿

大分地方最低賃金審議会
会長 清水 立茂

大分県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月3日付け大分労発基0703第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、審議の過程で、労働者側委員からは、生存権確保の観点から最低限生活可能な賃金水準を担保すべきこと、地域間格差が依然大きく隣県等への人材流出の一因となっている状況を是正する必要があること等の理由から、最低賃金の引上げを求める意見が出された。他方、使用者側委員からは、新型コロナウイルス感染症が中小企業・小規模事業者の経営に及ぼしている影響を考慮した場合、事業の継続と雇用の維持が最優先課題である等の理由から、最低賃金の引上げをすべきではないとする意見が出された。その後、慎重に議論を重ねたものの、引き上げ金額の一一致に至らなかったことから、公益委員から引き上げ金額を提示することとし、採決を行った結果、別紙の結論に至ったものである。

また、今年度の専門部会における大分県最低賃金の改正決定にあたり、使用者側委員から、新型コロナウイルス感染症拡大が、幅広い業種の事業者に多大な影響を及ぼしており、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与えており、緊急事態宣言解除後に再び新規感染者数の増加が見られるとともに、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況にあることを踏まえて、「中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用維持のため、国において、これまで以上に効果的かつ大胆な支援策を講じること」との要望が出された。

本審議会において、労働側委員、公益側委員においても共通の認識であることを確認した。

大分県最低賃金

1 適用する地域

大分県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 792円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年10月1日